○泉佐野市立学校施設使用条例

平成 13 年 9 月 28 日

泉佐野市条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条　この条例は、泉佐野市立小学校及び中学校の施設を学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条及び社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条の規定に基づき、社会教育その他公共のために使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(学校施設)

第 2 条　使用させる泉佐野市立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第 3 条　学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ泉佐野市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2　委員会は、前項の許可をする場合は、学校施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第 4 条　委員会は、学校施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　学校施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、学校施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第 5 条　委員会は、学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることがある。

(1)　前条各号に掲げる事由が生じたとき。

(2)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(3)　災害その他管理上の都合により使用できなくなったとき。

2　前項の規定による使用の許可の取消し等により損害が生じても、委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第 6 条　使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

2　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第 7 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 8 条　使用者は、学校施設を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)
第9条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附　則
(施行期日等)
1　この条例は、平成14年4月1日から施行し、同日以後の使用について適用する。
(泉佐野市立学校講堂設備使用条例の廃止)
2　泉佐野市立学校講堂設備使用条例(昭和27年泉佐野市条例第41号)は、廃止する。
附　則(平成15年6月27日泉佐野市条例第21号)
(施行期日)
1　この条例は、平成15年9月1日から施行する。
(経過措置)
2　改正後の別表の規定は、平成15年9月1日以後の使用の許可に係る使用料から適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則(平成16年9月24日泉佐野市条例第32号)
(施行期日)
1　この条例は、平成16年11月1日から施行する。
(経過措置)
2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則(平成20年6月27日泉佐野市条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成20年12月18日泉佐野市条例第36号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附　則(平成22年6月29日泉佐野市条例第22号)
この条例は、平成22年7月1日から施行する。
附　則(平成23年6月29日泉佐野市条例第14号)
この条例は、平成23年9月1日から施行する。
附　則(平成25年6月28日泉佐野市条例第28号)
この条例は、平成25年7月1日から施行する。
附　則(平成27年3月23日泉佐野市条例第10号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

学校	学校施設		単位	金額
泉佐野市立第一小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立第二小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立第三小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立日新小学校	地域学校交流棟	ミーティングルーム	2時間	700円
		屋内運動場	2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立北中小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立長坂小学校	屋内運動場		2時間	700円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立佐野台小学校	屋内運動場		2時間	1,000円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立日根野小学校	屋内運動場		2時間	700円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立長南小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立上之郷小学校	屋内運動場		2時間	1,400円
	運動場		2時間	0円
泉佐野市立大木小学校	地域学校交流棟	多目的室	2時間	700円
		ミーティング室	2時間	700円
		屋内運動場	2時間	1,400円
	校舎棟	図書室	2時間	350円
		音楽室	2時間	350円
		家庭科室	2時間	350円
	運動場		2時間	0円

泉佐野市立末広小学校	屋内運動場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立中央小学校	屋内運動場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立佐野中学校	屋内運動場		2 時間	1,000 円
	新屋内運動場		2 時間	1,400 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立新池中学校	屋内運動場		2 時間	1,000 円
	武道場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立第三中学校	屋内運動場		2 時間	1,000 円
	武道場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立日根野中学校	屋内運動場		2 時間	1,400 円
	地域学校交流棟	多目的室	2 時間	1,000 円
	武道場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円
泉佐野市立長南中学校	地域学校交流棟	ミーティングルーム	2 時間	700 円
		屋内運動場	2 時間	1,400 円
	武道場		2 時間	1,000 円
	運動場		2 時間	0 円